

March 2008

速報

新しい労使紛争のための法案が可決されました

2007年12月29日、全国人民代表大会常務委員会は、2008年5月1日に施行される「中華人民共和国労使紛争のための調停と裁定に関する法律」を可決しました。新しい法律の要点は以下です：

www.bakernet.com

東京青山・青木・狛法律事務所
ベッカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）
100-0014
東京都千代田区永田町2丁目13-10
ブルデンスシャルタワー

This may qualify as "Attorney Advertising" requiring notice in some jurisdictions. Prior results do not guarantee a similar outcome.

This Publication has been prepared for clients and professional associates of Baker & McKenzie. Whilst every effort has been made to ensure accuracy, this Publication is not an exhaustive treatment of the area of law discussed and no responsibility for any loss occasioned to any person acting or refraining from action as a result of material in this Publication is accepted by Baker & McKenzie.

ベッカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 東京青山・青木・狛法律事務所（外国法共同事業）は、各国に所在するオフィスをメンバーファームとするスイス法上の組織体であるベッカー&マッケンジー インターナショナルのメンバーファームです。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィス指します。

2008 Baker & McKenzie
© All rights reserved.

- 労使裁定に申し立てを提出するための時効が、当事者が自己の権利が侵害されているとわかる、もしくはわかるべきである日から一年になりました。
- 以下の内容の案件に関する裁定結果は終局的であり、特定の特殊な状況に合致しない限り雇用主が異議を唱えることができません：
（1）その地域の法定最低賃金12ヶ月分の金額を越えない未払い給与の請求、労働災害の医療費、退職手当、給与；そして（2）就業時間、休憩と終了時間、社会保険に関する労働基準法が守られることの要求。
- 労使裁定への申し立ては無料です。
- 労使契約が履行されている場所、もしくは雇用主のいる場所の労使裁定委員会が全ての労使紛争の管轄権を持ちます。申し立てが両方の場所で行われた場合は、労使契約が履行されている場所の労使裁定委員会が管轄権を持ちます。
- 調停は今のところ必須ではありません。

Baker & McKenzie is ranked the No. 1 Global Labour and Employee Benefits Firm and recommended, amongst others, in China and Hong Kong as part of the 2006 PLC Cross-border Global Employment Top Ten.